

豊田市新エネルギー活用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金交付等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、再生可能エネルギー発電設備等及び再生可能エネルギー由来水素活用設備等（以下「設備等」という。）を導入する事業者に対する補助金交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中小企業者」 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）第2条第1項第1号に規定するものをいう。
- (2) 「中堅企業者」 産業競争力強化法（令和6年法律第45号。以下「産業競争力強化法」という。）第2条第24項に規定するものをいう。
- (3) 「製造業」 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業に分類される事業をいう。
- (4) 「運輸業」 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類H－運輸業、郵便業のうち、中分類44－道路貨物運送業及び中分類47－倉庫業に分類される事業をいう。
- (5) 「事業所」 単一の経営主体が一の団地内において人及び機械装置を有して継続的に経済活動を行う場所的単位をいう。
- (6) 「再生可能エネルギー」 太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの）及び原油、石油ガス、可燃性天然ガス、石炭その他これらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として永続的に利用すると認められるものをいう。
- (7) 「再生可能エネルギー発電設備等」 再生可能エネルギーを電気に変換し発電する設備及び充電器、蓄電池、システムその他発電設備に付随又は連携する設備をいう。ただし、中古品及びリース品は除く。
- (8) 「再生可能エネルギー由来水素」 再生可能エネルギーにより発電した電力を用いて水の電気分解をすることにより製造する水素（グリーン水素）
- (9) 「再生可能エネルギー由来水素発電システム」 再生可能エネルギー発電設備等及び水素発生装置、水素貯蔵装置、燃料電池、システムその他水素発生装置に付随又は連携する設備をいう。ただし、中古品及びリース品は除く。
- (10) 「純水素型燃料電池」 水素のみを燃料とする定置式燃料電池であって、発電し

た電力及び発電に伴い発生した熱を供給するもの。ただし、中古品及びリース品は除く。

- (1 1) 「水素燃料ボイラー」 水素燃料のみを使用する業務・産業用ボイラー。ただし、中古品及びリース品は除く。
- (1 2) 「温水発生機」 水素のみを燃料とし、燃焼により温水を得られる機器。ただし、中古品及びリース品は除く。
- (1 3) 「水素バーナー」 水素のみを燃料とし、燃焼により熱エネルギーを得られるバーナー。ただし、中古品及びリース品は除く。
- (1 4) 「再生可能エネルギー由来水素活用設備等」 第9号から第13号までの機器をいう。
- (1 5) 「豊田市SDGs認証」 豊田市SDGs認証制度実施要綱第7条により決定された認証をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、設備等を導入することにより、カーボンニュートラルを推進し、経営力及び競争力を高めることで、地域産業の持続的発展に資することを目的とする。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に事業所（個人事業主にあっては、市内に住所及び主たる事業所）を有する中小企業者又は中堅企業者であって、製造業又は運輸業に属する事業を営む者とする。

(欠格事由)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 事業者の役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる者
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその事業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められる者
- (3) 事業者の役員が、暴力団の威力、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められる者
- (4) 事業者の役員が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維

持運営に協力し、又は関与していると認められる者

- (5) 事業者の役員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 事業者の役員が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者
- (7) 豊田市税を滞納している者
- (8) 事業活動等を行つに当たつて各種法令に違反した者
- (9) 前各号に掲げる者の他市長が不適当と認める者

(交付対象事業)

第6条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が設備等を導入する事業であつて、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 設備等の導入場所が、補助対象事業者が製造業又は運輸業を主業として営む市内の事業所であること。
 - (2) 補助対象事業者が設備等を購入し、所有すること。
 - (3) 再生可能エネルギー由来水素活用設備等を導入する場合にあっては、同一事業所内に再生可能エネルギーによる発電設備を所有すること（再生可能エネルギー由来水素発電システムを導入する場合を除く）。
 - (4) 発電した電力又は生成した水素を製造業又は運輸業に属する事業の用に消費すること。
 - (5) 発電した電力、生成した水素及びその他副生物を補助対象事業者以外が消費する場合、それによる対価を得ないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、再生可能エネルギー由来水素の供給網構築には期間を要し、市域における地域差も想定されるため、再生可能エネルギー由来水素を利用できる合理的な供給環境が整つた際には、再生可能エネルギー由来水素に切り替えることを意思表示することを条件として、当面の間、再生可能エネルギー由来水素の基準を満たさない水素を全部又は一部の燃料とした補助対象設備の運用を許容する。

(補助対象設備)

第7条 補助金の交付対象となる設備は次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備
発電モジュールの合計出力が10kW以上であること。
- (2) 再生可能エネルギー由来水素発電システム
 - ア 水素活用設備等に燃料として再生可能エネルギー由来水素を供給するために必要な設備であること。
 - イ 当該設備に要する電力の全量相当分を同一事業所内の再生可能エネルギーによる発電設備で賄うものであること。

ウ 既製品であること。

(3) 純水素型燃料電池

ア 1台当たり定格出力5KW以上であること。

イ 自立分散型電源であること。

(4) 水素燃料ボイラー

ア 水素専焼であること。

イ NOx排出量(O₂=0%換算)が50PPM以下であること。

(5) 温水発生機

ア 水素専焼であること。

イ NOx排出量(O₂=0%換算)が50PPM以下であること。

(6) 水素バーナー

ア 水素専焼であること。

イ 燃焼時に排出される窒素酸化物の排出量が従来の都市ガス等を燃料としたバーナーと同等若しくは以下であること。

(補助対象経費)

第8条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、消費税及び地方消費税を除き、再生可能エネルギー発電設備等、再生可能エネルギー由来水素発電システム、純水素型燃料電池、水素燃料ボイラー、温水発生機、水素バーナーの設置に要する次の経費とし、詳細については別表1に定めるものとする。

(1) 調査費（設備機器の導入前調査等に要する費用をいう。）

(2) 設計費（設備機器の設計等に要する費用をいう。）

(3) 設備費（附帯設備を含む設備機器の購入等に要する費用をいう。）

(4) 工事費（建物補強工事を含む工事に要する費用をいう。）

2 補助対象経費の合計額が、300万円に満たない場合は、補助金の交付対象としない。

3 第1項に規定する再生可能エネルギー発電設備等の導入に係る補助対象経費のうち、調査費、設計費及び設備費は、その合計額につき、導入する再生可能エネルギー発電設備等の合計出力数(kW)に20万円を乗じた額を上限とし、補助金の交付対象とする。

4 第1項に規定する再生可能エネルギー発電設備等の導入に係る補助対象経費のうち、設備費、工事費は、その合計額につき、調査費、設計費及び設備費の合計額と前項に規定する限度の額を比較して少ない額を限度とし、補助金の交付対象とする。

5 第1項に規定する補助対象事業に要する経費のうち、解体費、撤去費、移設費、通信費、光熱水費、租税公課、官公庁等への申請費その他市長が不適切と認めるものについては、補助対象経費としない。

6 第1項に規定する補助対象事業に要する経費に係る発注の相手方は、原則として市内に本店、支店、支社、営業所又は出張所（以下「本店等」という。）を有する事業者（登記されている法人又は豊田市長が発行する事業証明書等により、市内に本店等を置くことが証明できる法人に限る。ただし、導入する再生可能エネルギー発電設備等の合計出力が50kW以下の場合又は再生可能エネルギー由来水素活用設備等の導入に関してはこの限りではない。）に限るものとし、それ以外の事業者を相手方とする発注に係る経費は、補助対象経費としない。ただし、市内に本店等を有する事業者を相手方とする補助対象事業の実施が困難となる場合又は市長が特に必要があると認めた場合を除く。

（補助金額等）

第9条 補助金の額及び限度額については前条及び別表第2の規定により算出して得た額とする。この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、再生可能エネルギー発電設備等と水素活用設備を、同一事業所内に同時に設置する場合は、前条及び別表第2中「（1）再生可能エネルギー発電設備等」の部及び同表第2中「（2）再生可能エネルギー由来水素活用設備等」の部に示す規定により算出した額の合計額とする。この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（指定申請及び指定可否決定）

第10条 補助対象事業者は、補助金交付対象事業者指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 補助対象事業に係る見積書
- (3) 想定数値算出シート（太陽光発電設備を導入する場合）（様式第3号）
- (4) 事業内容を確認できる資料（企業の概要書、位置図、補助対象事業の計画図面（配置図）、設備のカタログ、仕様書等）
- (5) 誓約書（様式第4号）
- (6) 理由書（様式第5号）（第8条第6項に規定する市内に本店等を有する事業者以外に発注する場合に限る。）
- (7) 役員一覧表（様式第6号）
- (8) 法人の履歴事項全部証明書の写し（個人事業主にあっては開業届又は直近の確定申告書の写し）
- (9) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- (10) 豊田市SDGs認証の認証書の写し（豊田市SDGs認証のうち、最上位認証又は上位認証を取得している場合に限る。）

- (11) 委任状（様式第14号又はそれと同等の内容を記載した任意の様式）（申請者が本人以外に申請を委任する場合に限る。）
- (12) 発注先の支社、支店、営業所、出張所が市内にあることを証する書類（課税標準の分割に関する明細書 第22号の2様式、法人等の設立（異動）等の届出書の控え又は事業証明書。ただし、法人登記簿で本店を市内に置くことが確認できる場合を除く。）
- (13) 前各号に掲げるものの他市長が必要と認めるもの

- 2 前項に規定する申請は、同一の補助対象経費について、他の豊田市の補助金と重複して申請することができない。
- 3 第1項に規定する申請は、事業者が行う事業が、豊田市成長投資促進条例（令和6年条例第48号）、豊田市創造産業立地補助金交付要綱（令和7年4月）又は豊田市21世紀高度先端産業立地補助金交付要綱（令和7年4月）に規定する立地に伴い行うものである場合、申請することができない。
- 4 第1項に規定する申請は、事業者が、過去に、豊田市企業立地奨励条例（平成29年条例第37号）、豊田市創造産業立地奨励金交付要綱（平成30年4月）、豊田市高度先端産業立地奨励金交付要綱（平成30年4月）、豊田市成長投資促進条例（令和6年条例第48号）、豊田市創造産業立地補助金交付要綱（令和7年4月）又は豊田市21世紀高度先端産業立地補助金交付要綱（令和7年4月）に基づき指定又は認定されている場合、申請することができない。ただし、同条例又は同要綱に規定する操業開始後1年を経過している場合は除く。
- 5 市長は、第1項に規定する申請があったときは、これを審査し、承認又は却下を決定するものとする。
- 6 市長は、前項の規定により承認又は却下を決定したときは、その結果について、補助金交付対象事業者指定可否決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- 7 市長は、前項の規定により補助金交付対象となる事業者を指定しようとするとき、必要な条件を付すことができる。
- 8 第1項の規定にかかわらず、申請者は、あいち電子申請・届出システム（Graff erスマート申請 豊田市）により、申請することができる。

（実施期間）

第11条 補助対象事業の事業着手は、前条第1項に規定する指定申請の日の翌日以降とし、事業完了は前条第6項に規定する指定の日から1年以内とする。ただし、補助金交付対象に指定された事業者（以下「指定事業者」という。）の責によらない理由により、前条第6項に規定する指定の日から1年以内の事業完了が困難となる場合、又は市長が特に必要であると認める場合は前条第6項に規定する指定の日から1年6か月以内まで事業完了の延長ができるものとする。

- 2 前項に規定する事業着手とは、補助対象事業を発注することをいう。
- 3 第1項に規定する事業完了とは、補助対象事業の実施後、補助対象事業に係る全ての支払が完了することをいう。

(変更及び取下げ)

第12条 指定事業者は、補助金の交付申請をするまでの間に当該指定に係る内容を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第8号）その他市長が必要と認めるものを市長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 第1項の規定にかかわらず、指定事業者は、あいち電子申請・届出システム（Graffer スマート申請 豊田市）により、申請することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により変更の申請があったときは、その内容を審査し、承認又は却下を決定するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により承認又は却下を決定したときは、その結果について、指定事業者に対して事業計画変更承認可否決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。
- 5 指定事業者は、補助金の交付申請をするまでの間に、当該指定に係る内容を廃止しようとするとときは、補助金交付対象指定申請取下げ書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(交付申請及び交付決定)

第13条 指定事業者は、補助対象事業が完了したときは、第11条第3項に規定する事業完了の日から30日を経過する日又は令和10年3月31日のいずれか早い期日までに補助金交付申請書兼実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、国又は県の補助金等の交付を受ける場合は、国又は県の補助金の額が確定した日から30日を経過する日又は令和10年3月31日のいずれか早い期日までに、速やかに補助金交付申請書兼実績報告書を提出することとする。

- (1) 収支決算書（様式第2号）
 - (2) 設備等の設置状況が確認できる写真等（設置前及び設置後）
 - (3) 契約書等発注したことを証する書類等（契約書、発注書等）
 - (4) 領収証等支払いしたことが分かる書類（領収証、通帳の写し、請求書等）
 - (5) 想定数値算出シート（太陽光発電設備を導入する場合）（様式第3号）
 - (6) 委任状（様式第14号又はそれと同等の内容を記載した任意の様式）（申請者が本人以外に申請を委任する場合に限る。）
 - (7) 前各号に掲げるものの他市長が必要と認めるもの
- 2 第1項の規定にかかわらず、指定事業者は、あいち電子申請・届出システム（Graffer スマート申請 豊田市）により、提出することができる。

- 3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付可否及びその額を確定し、指定事業者に対して補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により交付を決定しようとするとき、必要な条件を付すことができる。
- 5 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、法人の場合は市税の収納状況を、個人事業主の場合は住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することができる。

（補助金の請求）

- 第14条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた指定事業者（以下「交付決定事業者」という）は、市長の指定する請求書により、速やかに市長に補助金を請求するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定事業者は、あいち電子申請・届出システム（Graf e r スマート申請 豊田市）により、請求することができる。

（補助金の交付）

- 第15条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（指定の取消し等）

- 第16条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定若しくは補助金の交付の決定を取り消し、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を補助金返還命令書（様式第13号）により返還を命ずることができる。
- （1）第4条に規定する補助対象事業者の要件を欠いたとき
 - （2）第5条に規定する補助対象事業に違反する事業を行ったとき
 - （3）第10条第7項又は第13条第4項に規定する条件に違反したとき
 - （4）第12条第3項の規定による申請が却下され、かつ、補助対象事業の実施が困難であるとき
 - （5）第12条第5項による届出があったとき
 - （6）偽りその他不正な行為により、指定又は補助金の交付を受けたとき
 - （7）重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき
 - （8）この要綱に違反したとき
 - （9）前各号に掲げるものの他、市長が不適切であると認めるとき

(関係書類の保存)

第17条 交付決定事業者は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 交付決定事業者は、この補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し又は担保に供してはならない。ただし、総務省所管補助金等交付規則第8条に規定する耐用年数に相当する期間を経過したときは、この限りではない。

- 2 交付決定事業者は、前項に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、財産処分（承認・不承認）通知書（様式第16号）により、財産処分の承認、不承認について前項の申請をした者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の承認をするときは、必要な条件を付することができます。

(調査等)

第19条 市長は、必要に応じて、指定事業者に補助対象事業の進捗状況、効果及び補助対象事業により導入した再生可能エネルギー発電設備等及び水素活用設備について説明、文書の提出又は現場の確認を求めることができ、指定事業者は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(交付制限)

第20条 同一の事業所においてこの要綱に基づく補助金の交付を受けることができる回数は、1回までとする。

- 2 別表第2中「(2) 再生可能エネルギー由来水素活用設備等」の部の各号に掲げる補助対象設備において、この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる設備は、1種類とする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月5日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、補助金交付対象事業者指定申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表第1（第7条-第8条関係）

補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもので、豊田市長が必要かつ適正と認めたものとする。

設備区分	費目	定義	留意事項
(1) 再生可能エネルギー発電設備	調査費	設備機器の導入前調査に要する費用	
	設計費	設備機器の設計等に要する費用	
設備費	発電設備	太陽光パネル、風車等の発電設備、ソーラーカーポート、パワーコンディショナ、系統連結保護装置、接続箱、ケーブル、架台、その他発電に直接必要と認められる設備、設備設置に必要な工事費	調査費、設計費、設備費は、その合計額につき、「導入する再生可能エネルギー発電設備等の合計出力数（kW）に20万円を乗じた額」を限度とし、補助金の交付対象とする。
	附帯設備	蓄電池、充電器、附帯設備設置に必要となる工事費	附帯設備費、建物補強等工事費は、その合計額につき、調査費、設計費）設備費の合計額と「導入する再生可能エネルギー発電設備等の合計出力数（kW）に20万円を乗じた額」とを比較し少ない額を限度とする
工事費	建物補強等工事費	屋根補強工事に限る（屋根錆止め、塗装工事は対象外とする）	

設備区分	費目	定義	留意事項
(2) 再生可能エネルギー由来水素発電システム	調査費	設備機器の導入前調査に要する費用	
	設計費	設備機器の設計等に要する費用	
設備費	発電設備	太陽光パネル、風車等の発電設備、ソーラーカーポート、パワーコンディショナ、系統連結保護装置、接続箱、ケーブル、架台、その他発電に直接必要と認められる設備、設備設置に必要となる工事費	
	受変電設備	受電・配電盤、付帯機器	
	水素製造設備	水素製造装置本体、補機、接続配管類	
	圧縮機	ガス圧縮機本体、原動機及び補機、接続配管類	
	蓄圧器	ガス容器本体、補機、接続配管類、架台、カバー、照明設備	
	ディスペンサー	ディスペンサー本体、補機、充填ノズル、接続配管類、キャノピー、防護柵、障壁、充填管理システム、通信機器（充填用）	
	プレクーラー	プレクール熱交換器、冷凍機、補機、接続配管類	
	冷却水装置	冷却水供給装置、補機、接続配管類	
	計装空気設備・窒素設備	計装空気圧縮機、窒素設備、補機、接続配管類	
	散水設備・貯水槽・消防火設備	冷却散水ポンプ、貯水槽、補機、接続配管類、消防火設備	
	制御装置・監視装置・検知警報設備	制御装置・監視装置・検知警報設備（防犯、セキュリティ設備、避雷針等）、通	

		報装置、非常停止装置、警戒標票、安全及び保安設備、計測機器（実績報告に必要な機器を含む。）	
工事費	設備設置に必要となる工事費	基礎工事、現地配管工事、試運転調整、舗装工事、給排水設備工事、電気工事、建物補強等工事費	屋根錆止め、塗装工事は対象外とする
設備区分	費目	定義	留意事項
(3) 純水素型燃料電池設備	調査費	設備機器の導入前調査に要する費用	
	設計費	設備機器の設計等に要する費用	
設備費	燃料電池ユニット	燃料電池本体、補機、配管類	
	貯湯ユニット・熱交換器	貯湯ユニット本体、熱交換器本体、補機、配管類	
	制御システム 関連装置・配電盤	制御装置、配電盤、操作盤、逆潮流防止設備、自立分散電源設備 自立運転用の蓄電池ユニット等）、計測機器（実績報告に必要な機器を含む。）	
	付属品	水素貯蔵設備、窒素設備	
	その他	安全上必要な設備、その他純水素型燃料電池に必要な設備	
工事費	設備設置に必要となる工事費	基礎工事、現地配管工事、試運転調整、舗装工事、給排水設備工事、電気工事	
設備区分	費目	定義	留意事項
(4) 水素燃料ボイラー	調査費	設備機器の導入前調査に要する費用	
	設計費	設備機器の設計等に要する費用	
設備	水素燃料ボイラーユニット	水素燃料ボイラー本体、補機（水素燃料ボイラーに係	

	費		る設備)、配管類	
	制御装置	制御装置、計測機器（実績報告に必要な機器を含む。）		
	付属品	水素貯蔵設備、窒素設備		
	その他	安全上必要な設備、その他水素燃料ボイラー設置に必要な設備		
	工事費	設備設置に必要となる工事費	基礎工事、現地配管工事、試運転調整、舗装工事、給排水設備工事、電気工事	
設備区分	費目		定義	留意事項
(5) 温水発生機	調査費		設備機器の導入前調査に要する費用	
	設計費		設備機器の設計等に要する費用	
	設備費	温水発生機ユニット	温水発生機本体、補機（温水発生機に係る設備）、配管類	
		制御装置	制御装置、計測機器（実績報告に必要な機器を含む。）	
		付属品	水素貯蔵設備、窒素設備	
		その他	安全上必要な設備、その他温水発生機設置に必要な設備	
	工事費	設備設置に必要となる工事費	基礎工事、現地配管工事、試運転調整、舗装工事、給排水設備工事、電気工事	
設備区分	費目		定義	留意事項
(6) 水素バーナー	調査費		設備機器の導入前調査に要する費用	
	設計費		設備機器の設計等に要する費用	
	設備費	水素バーナーユニット	水素バーナー本体、補機（水素バーナーに係る設備）、配管類	
		制御装置	制御装置、計測機器（実績	

		報告に必要な機器を含む。)	
	付属品	水素貯蔵設備等、窒素設備	
	その他	安全上必要な設備、その他水素バーナー導入に必要な設備	
工事費	設備設置に必要となる工事費	基礎工事、現地配管工事、試運転調整、舗装工事、給排水設備工事、電気工事	

別表第2（第9条関係）

補助対象設備	補助金額	補助金の限度額
(1) 再生可能エネルギー発電設備等	補助対象事業者が交付申請時において豊田市SDGs認証のうち、最上位認証又は上位認証を有している場合	補助対象経費の合計額（当該補助対象経費に対する国又は県の補助金等の交付があるときには、補助対象経費の合計額から当該補助金等の交付額に相当する額を控除した額。以下同じ。）の3分の2の額とする。
	前号に掲げる場合以外の場合	補助対象経費の合計額の2分の1の額とする。
(2) 水素活用設備	再生可能エネルギー由来水素発電システム	補助対象経費の合計額（当該補助対象経費に対する国又は県の補助金等の交付があるときには、補助対象経費の合計額から当該補助金等の交付額に相当する額を控除した額。以下同じ。）の2分1の額とする。
	純水素型燃料電池	補助対象経費の合計額（当該補助対象経費に対する国又は県の補助金等の交付があるときには、補助対象経費の合計額から当該補助金等の交付額に相当する額を控除した額。以下同じ。）の2分1の額とする。

	水素燃料ボイラー	補助対象経費の合計額（当該補助対象経費に対する国又は県の補助金等の交付があるときには、補助対象経費の合計額から当該補助金等の交付額に相当する額を控除した額。以下同じ。）の2分1の額とする。	4,700万円／台。同時に導入できる台数は1台までとする。
	温水発生機	補助対象経費の合計額（当該補助対象経費に対する国又は県の補助金等の交付があるときには、補助対象経費の合計額から当該補助金等の交付額に相当する額を控除した額。以下同じ。）の2分1の額とする。	3,200万円／台。同時に導入できる台数は1台までとする。
	水素バーナー	補助対象経費の合計額（当該補助対象経費に対する国又は県の補助金等の交付があるときには、補助対象経費の合計額から当該補助金等の交付額に相当する額を控除した額。以下同じ。）の2分1の額とする。	4,200万円／台。同時に導入できる台数は1台までとする。